

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金について

1 趣旨

令和4年10月28日閣議決定された、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成やサービス利用時の利用者負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施しています。

2 対象者

(1) 伴走型相談支援

本市に住所を有する全ての妊婦及び主に0歳から2歳まで子育て世帯

(2) 出産・子育て応援給付金（出産応援分）

令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦で、保健師の面談を受けており、支給申請時に本市に住所を有する者

(3) 出産・子育て応援給付金（子育て応援分）

令和4年4月1日以降に出生した児童を養育しており、生後4箇月以内に保健師の面談を受け、支給申請時に本市に住所を有する者

3 伴走型相談支援

詳細は、「資料6-2 伴走型相談支援について」参照。

4 出産・子育て応援給付金

(1) 支給額

出産応援分 5万円，子育て応援分 5万円

(2) 支給実績

(R5.2.14現在)

月	出産応援分	子育て応援分	合計	支給額
1月	24件	20件	44件	2,200,000円
2月	53件	24件	77件	3,850,000円
3月	0件	0件	0件	0円
合計	77件	44件	121件	6,050,000円

（※ 当初（R5.1.16）件数
 出産応援分対象件数 90件
 子育て応援分対象件数 51件

5 財源

出産・子育て応援交付金（2/3）国庫負担金の活用

出産・子育て応援交付金（1/6）県費負担金の活用

6 考察

現在までに、9割の対象者に支払が完了しています。保健師の訪問及び伴走型相談支援が充実している結果と考えられます。

7 今後の予定

全ての対象者が伴走型相談支援，出産・子育て応援給付金を受けられるよう，周知・案内に努めます。